

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 1 月 30 日

二本松市長 新 野 洋

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

原セ 2 区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 12 月 17 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手に集積・集約化する。新たな担い手として新規参入者を育成し、地域農業の継続を図る。

現在取り組んでいる飼料用米をさらに拡大し、収入の安定とコストダウン化を目指す。